

公立大学法人滋賀県立大学教員の懲戒処分について

本学環境科学部教員を、下記のとおり懲戒処分にしましたので、お知らせします。

記

1. 処 分 日 平成27年10月5日
2. 対 象 者 環境科学部 教授（男性：49歳）
3. 処 分 停職3か月
4. 処分理由 職務上の義務に違反し、または職務を怠った（職員就業規則第45条第1号）
 法人の名誉または信用を著しく傷つけた （職員就業規則第45条第6号）
5. 処分決定
 の 経 緯 懲戒等審査委員会での審議の結果、停職3か月に決定されました。
 今回 の事案は、長期にわたり多額の研究費等を不正に取得しており、その行為により大学の信用を著しく失墜させたものでありますが、私的流用は認められなかったこと、調査に対して協力的であったこと、不正経理による支出金を全額返還したことなどが考慮され、懲戒等審査委員会での審議の結果、停職3か月となったものです。
6. 監督責任 管理監督者である環境科学部長を訓告としました。
7. 経緯・概要 別紙、調査結果概要のとおり

<参 考>

○滋賀県立大学懲戒等審査委員会の開催状況

	開催日	内 容
1	H27. 8.21	懲戒事案の概要説明、弁明の機会の方法協議
2	H27. 9. 8	弁明書の概要説明、懲戒処分等に関する意見交換
3	H27.10. 1	懲戒処分等の決定